

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：珠洲市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.5%
全職員	75.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	94.8%
本庁課長補佐相当職	92.8%
本庁係長相当職	89.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.4%
31～35年	94.8%
26～30年	78.1%
21～25年	86.6%
16～20年	87.2%
11～15年	92.2%
6～10年	103.0%
1～5年	45.4%

【説明欄】

- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」には、該当者が存在しない。
- ・医療職給料表(一)の適用を受ける職員並びに勤続年数1～5年に含まれる他自治体からの出向職員については、給与水準が高く、また、全員が男性職員であるために偏りがある。参考として、これらの職員を除外した場合の勤続年数別は、次のように変動する。
(26～30年 85.9%、21～25年 93.6%、16～20年 96.7%、1～5年 101.8%)
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の区分では、令和6年能登半島地震により、週当たりの勤務時間が比較的短く、期末勤勉手当の支給対象とならない女性パート職員が多数退職。その結果、同区分における男女の給与の差異は前年度よりも小さくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。